

畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項第1号及び第2項第1号に 規定する肉用牛及び肉豚の枝肉の格付に係る規格の届出に関する留意事項

1 届出の方法

届出は、肉用牛及び肉豚の枝肉の格付に係る規格（以下「枝肉格付規格」という。）を定める者が、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）の施行日（平成30年12月30日）以降に、別紙様式1に必要な書類を添付して行うものとする。

なお、届出が受理された後に、届出の内容に変更（軽微なものを除く。）があった場合は、変更後速やかに別紙様式1により届け出るものとする。

また、届出が受理された枝肉格付規格を廃止した場合には、廃止後速やかに別紙様式2により、届け出るものとする。

2 届出事項に関する留意事項

届出者は、届出に際して以下の事項に留意する。

- (1) 格付の公平性及び中立性を保つ観点から、届出者は、その格付結果が当該者の利害に直接結びつく者（生産者、生産者団体、流通業者等）ではないこと。
- (2) 枝肉格付規格においては、平成29年1月25日農林水産省告示第134号（畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条第3号、第5条第2号及び第3号イ、第9条並びに第10条の規定に基づき、同規則第4条第3号の農林水産大臣が定める期限等を定める件）第6条又は第8条に規定する枝肉の規格に係る事項について規定していること。
- (3) 肉豚の枝肉格付規格においては、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第9条第2項第1号に規定する「品質が著しく劣るもの」に関する規格を定めること。具体的には、重量が一般的な肉豚に比べて著しく差があるもの、外観（均称、肉付等）又は肉質（脂肪以外の部分の色沢、脂肪の沈着等）において特に悪いもの、著しく汚染されているもの等は「品質が著しく劣るもの」として格付されること。
- (4) 届出をしようとする枝肉格付規格については、別記に掲げる一又は二以上の市場等で取引される肉用牛又は肉豚の枝肉格付として採用されており、かつ、各市場等における当該規格により格付された肉用牛及び肉豚の枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を、独立行政法人農畜産業振興機構へ提供できること。

(別記)

- (1) 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「卸売市場法」という。）第 4 条第 6 項に規定する中央卸売市場及び第 13 条第 6 項に規定する地方卸売市場のうち、以下の市場

仙台市中央卸売市場食肉市場、さいたま市食肉中央卸売市場、東京都中央卸売市場食肉市場、横浜市中央卸売市場食肉市場、名古屋市中央卸売市場南部市場、京都市中央卸売市場第二市場、大阪市中央卸売市場南港市場、神戸市中央卸売市場西部市場、広島市中央卸売市場食肉市場及び福岡市中央卸売市場食肉市場、株式会社茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場、栃木県食肉地方卸売市場、群馬県食肉地方卸売市場、川口食肉地方卸売市場、山梨食肉地方卸売市場、岐阜市食肉地方卸売市場、浜松市食肉地方卸売市場、地方卸売市場東三河食肉流通センター、四日市市食肉地方卸売市場、姫路市食肉地方卸売市場、兵庫県加古川食肉地方卸売市場、西宮市食肉地方卸売市場、岡山県営食肉地方卸売市場、香川県坂出食肉地方卸売市場及び佐世保市地方卸売市場食肉市場

- (2) (1) に掲げる市場以外の市場等であって、独立行政法人農畜産業振興機構の理事長が定めるところにより、肉用牛の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量の提供を受けた市場等